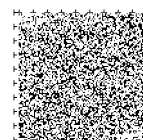


## 第二編 名古屋市成年後見制度利用促進計画



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景 ……155
- 2 計画の位置づけ ……155
- 3 計画期間 ……155
- 4 計画の策定体制 ……155

## 第2章 現状と課題

- 1 本市における現在の取り組み ……158
- 2 本市における成年後見制度の現状と利用促進に向けた課題 ……159

## 第3章 計画が目指すもの

- 1 基本理念 ……167
- 2 基本目標 ……167

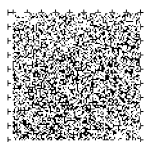
## 第4章 取り組みの方策

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり ……168
- 2 中核機関の設置 ……168
- 3 協議会の設置 ……172

## 第5章 計画の進行管理と評価

- 1 推進体制 ……173
- 2 計画内容の変更 ……173

## 参考資料 ……175



# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度です。

認知症高齢者の増加等に伴い、認知症高齢者及び障害のある人の意思決定支援の重要性が高まる中、判断能力が十分でなくても、人としての尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は重要な役割を果たすものと考えられます。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況を見ると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況といえます。

こうした中、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」では、市町村は、国の定める「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

これらを踏まえ、支援が必要な人を適切に成年後見制度へつなぎ、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、「名古屋市成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は成年後見制度利用促進法第14条に基づく本市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画です。

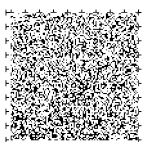
また、住民や行政、社会福祉協議会、地域の様々な活動主体がともに連携・協働しながら、地域の福祉課題等を解決するための地域福祉の基本的な方向性と方策を示す計画である「なごやか地域福祉2020（第3期名古屋市地域福祉計画・第6次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）」との整合性を図り、連携した取り組みを進めます。

## 3 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年とします。

## 4 計画の策定体制

本計画は、法律・福祉の専門職団体、相談支援機関、家族会等の代表者で構成する、「成年後見制度利用促進に関する懇談会」の意見などを踏まえ策定しました。



## 国の成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
  - 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
  - 適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
  - 診断書の在り方の検討
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
  - 後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
  - 「協議会」等(注2)によるチームの支援
  - 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
    - ・広報機能(権利擁護が必要な人の発見、周知、啓発等)
    - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
    - ・利用促進(マッチング)機能
    - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
    - ・不正防止効果
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和
  - 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討  
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1：福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2：福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

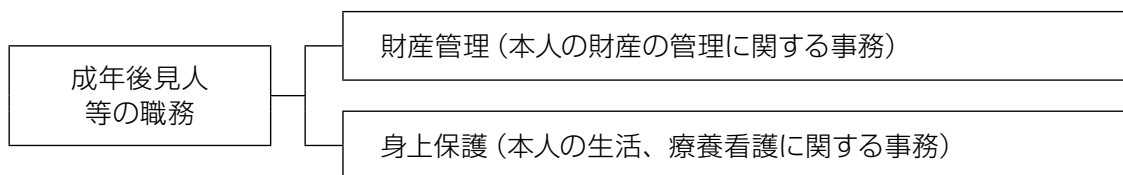
## 成年後見制度の概要

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

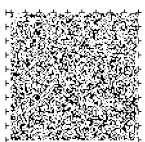
法定後見制度は、本人の判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所によって成年後見人が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型があります。

類型	補助	保佐	後見
対象	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	常に判断能力を欠いている人

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わり、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援します。



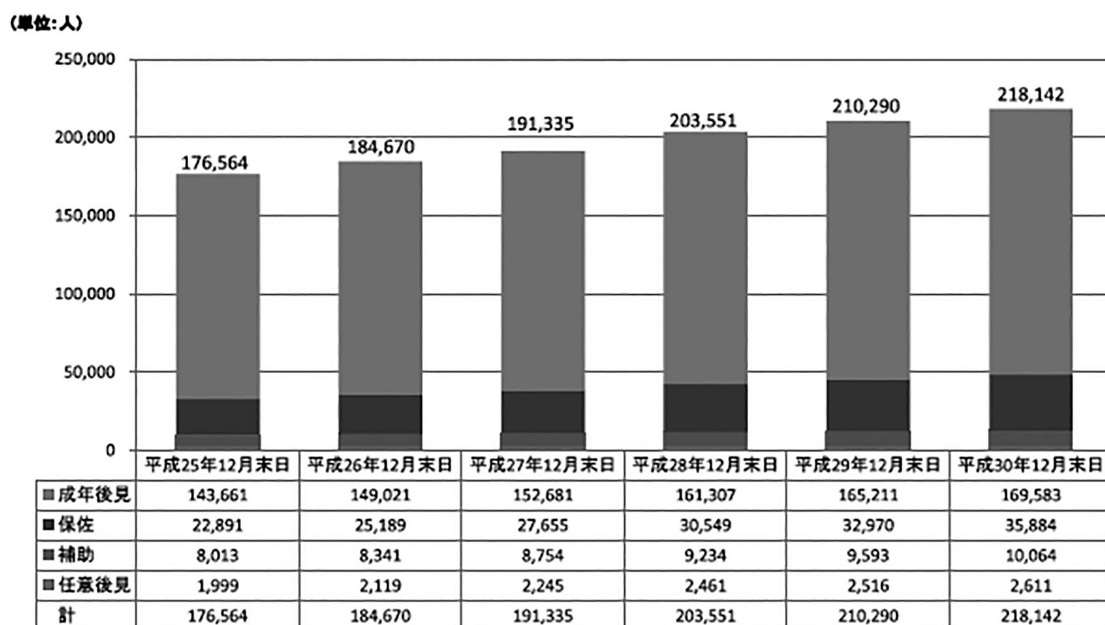
任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。



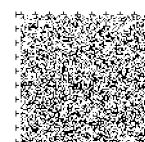
## 成年後見制度の利用状況（全国）

成年後見制度の利用状況の推移（平成25年～平成30年）

- ・成年後見制度の各事件類型における利用者はいずれも増加傾向にある。
- ・平成30年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約77.7%、保佐の割合が約16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。



資料：厚生労働省「成年後見制度の現状」より



## 1 本市における現在の取り組み

### (1) 成年後見あんしんセンターの運営

成年後見制度に関する専門相談・申立支援や市民後見人の養成などを実施し、制度の利用を必要としている人を的確に制度につなげたり、後見活動の新たな担い手を養成・支援することで、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

#### 〔成年後見あんしんセンターの主な事業内容〕

事項	内容
成年後見制度に関する専門相談・申立支援	センター職員や弁護士・司法書士による相談を実施
成年後見制度に関する広報・啓発	広報媒体を活用した情報発信及び講演会などのイベント開催
市民後見人候補者養成研修	一般市民を成年後見人として養成するための研修の実施
市民後見人候補者バンクの設置・運営	市民後見人養成研修修了者のバンク登録及びバンク登録者へのフォローアップの実施
市民後見人の受任調整	市民後見人での受任が可能な事案について、市民後見人候補者の推進に係る調整
市民後見人の活動支援及び監督	後見活動を行う市民後見人に対する支援や監督の実施
成年後見制度法人後見支援事業	法人が後見等の業務を適正に行うことができるよう、法人後見実施団体への活動支援

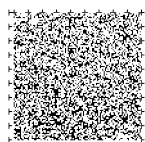
### (2) 成年後見制度利用支援事業の実施

親族による申立てが期待できない人や低所得の人に対して、成年後見制度の利用を支援することで、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

事項	内容
市長申立事務	成年後見制度の利用が必要であると認められるものの親族による申立てが期待できない場合に、市長が後見開始等の審判請求を実施
助成事業	一定の要件に該当する低所得の人に対して、審判請求費用や後見業務等の報酬を助成

### (3) 相談支援機関による権利擁護支援の実施

いきいき支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談支援機関において、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談に対応しています。



## 2 本市における成年後見制度の現状と利用促進に向けた課題

### (1) 成年後見制度に関するアンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、本市における成年後見制度のニーズや課題等を把握するため、支援者向け、ご家族向け、受任者向けの3種類のアンケート調査を実施

#### 1 アンケート種別

##### (1) 支援者向けアンケート

調査対象：いきいき支援センター、居宅介護支援事業所などの関係機関  
 調査方法：対象事業所あて郵送又はメールで調査票を送付

##### (2) ご家族向けアンケート

調査対象：認知症高齢者のご家族、知的障害者のご家族、精神障害者のご家族  
 調査方法：各家族会を通じて調査票を配布

##### (3) 受任者向けアンケート

調査対象：後見等を受任している弁護士、司法書士、社会福祉士等専門職、法人後見実施団体  
 調査方法：各専門職団体を通じて調査票を配布、法人後見実施団体は郵送で調査票を送付

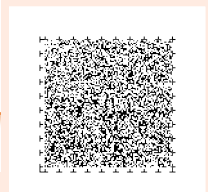
#### 2 調査期間

平成30年9月～11月

#### 3 配布・回収状況

アンケート種別	配布数	回収数	回収率
支援者向け	1,520	940	61.8%
ご家族向け	1,601	549	34.3%
受任者向け	1,556	280	18.0%

※受任者向けについては、名古屋市内で後見活動を行っている専門職を特定することができないため、各専門職団体を通じて協力可能な範囲で依頼したものであり、名古屋市外で活動している方や後見活動を行っていない方も配布対象者に含む。



## (2) アンケート調査の結果

### ① 成年後見制度の必要性

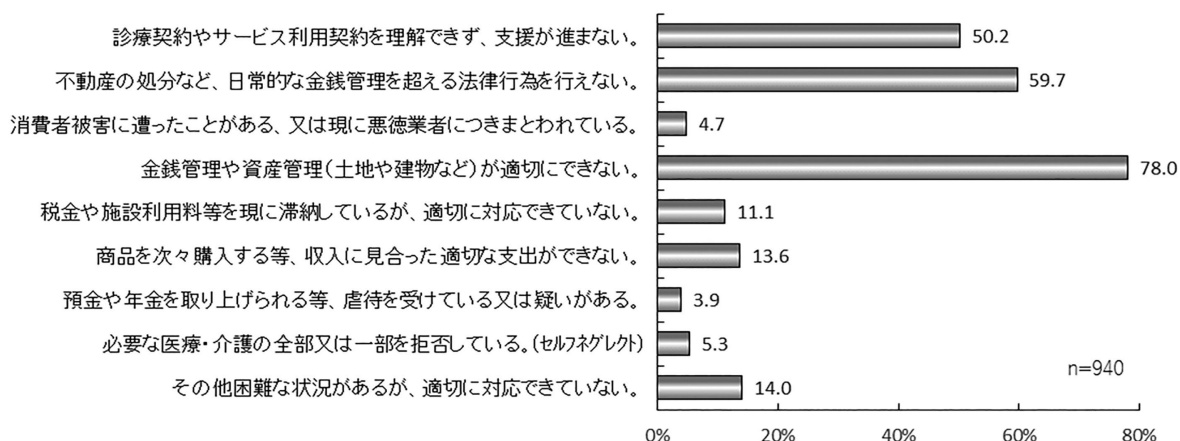
成年後見制度を必要とする理由は、支援者では、「金銭管理などが適切にできない」が最も高く、「不動産の処分など日常的な金銭管理を超える法律行為が行えない」、「診療契約などが理解できない」の順に続いています。

ご家族では、「金銭管理への不安」が最も高く、「契約内容が分からず、契約できない」、「親族の高齢化による不安」の順に続いています。

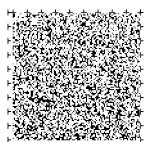
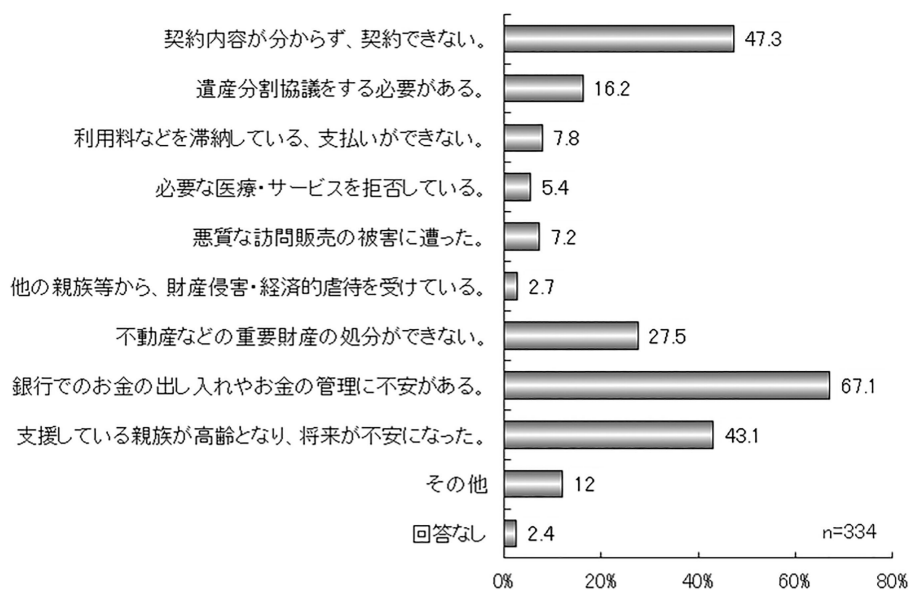
特に知的障害者や精神障害者などのご家族が、ご自身の高齢化により支援ができなくなった場合を心配している状況が見受けられます。

また、「消費者被害」、「経済的虐待」といった重大な権利侵害も、数としては多くないものの一定存在し、積極的な権利擁護支援が必要と考えられます。

#### 支援者向け：成年後見制度の検討が必要だと思われる方の理由（複数回答可）



#### ご家族向け：判断能力が不十分なことに伴う支援が必要だと感じたこと。（複数回答可）





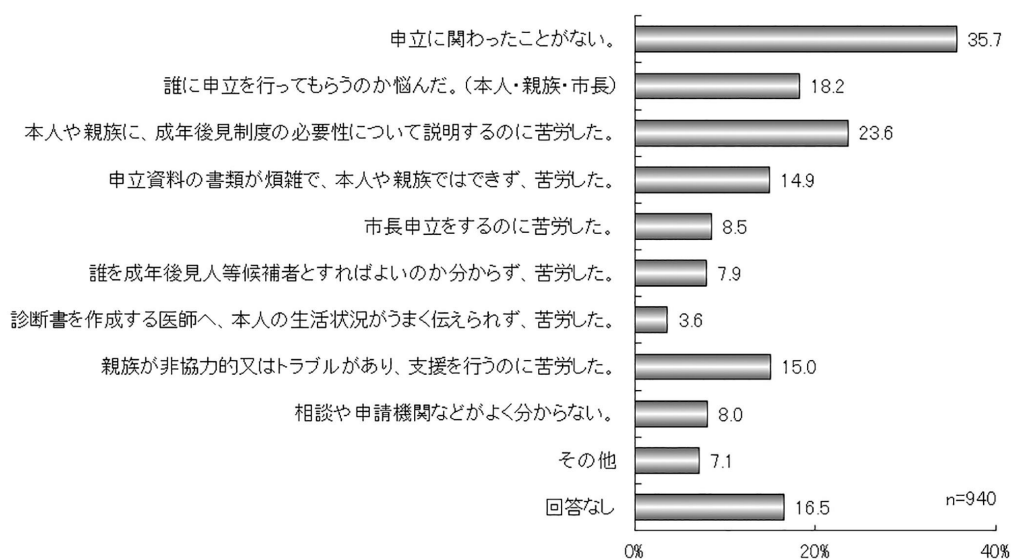
## ②申立支援での苦勞

支援者では、「申立に関わったことがない」を除くと、「本人や親族への説明」、「誰を申立人にするか悩んだ」、「親族が非協力的などで支援を行うのに苦勞した」、「申立資料の書類が煩雑」の順に割合が高くなっています。

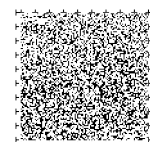
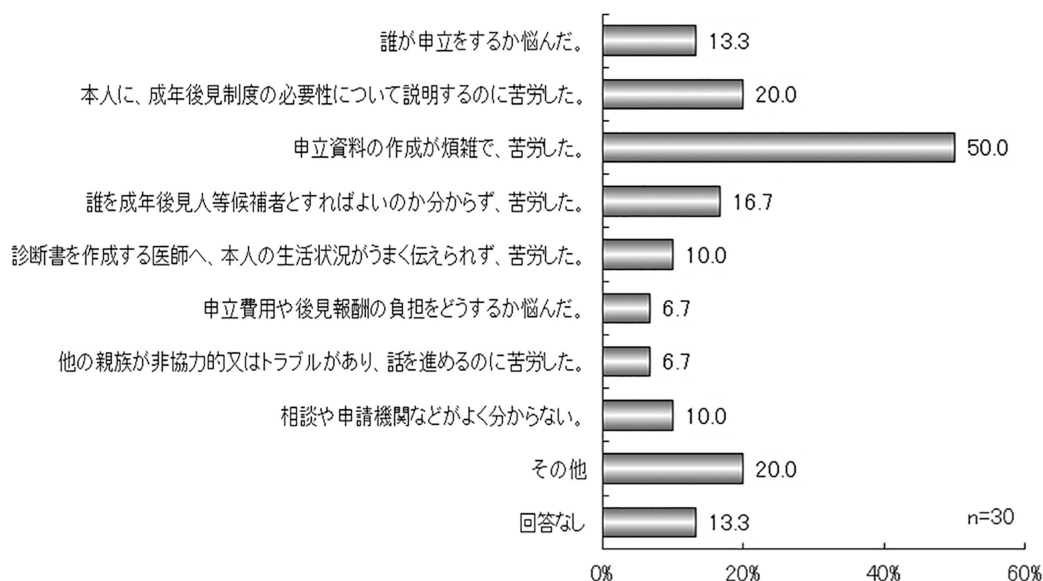
ご家族では、「申立資料の書類が煩雑」が最も高く、「本人への説明」、「誰を成年後見人等候補者とすればよいのか」の順に続いています。

また、「相談や申請機関が分からない」との回答が、支援者、ご家族ともに1割程度あり、支援者や親族等への個別の相談支援や、相談窓口に関する広報が必要と考えられます。

### 支援者向け：申立て支援を行うにあたり、どのような点で苦勞したか。(複数回答可)



### ご家族向け：申立て支援を行うにあたり、どのような点で苦勞したか。(複数回答可)



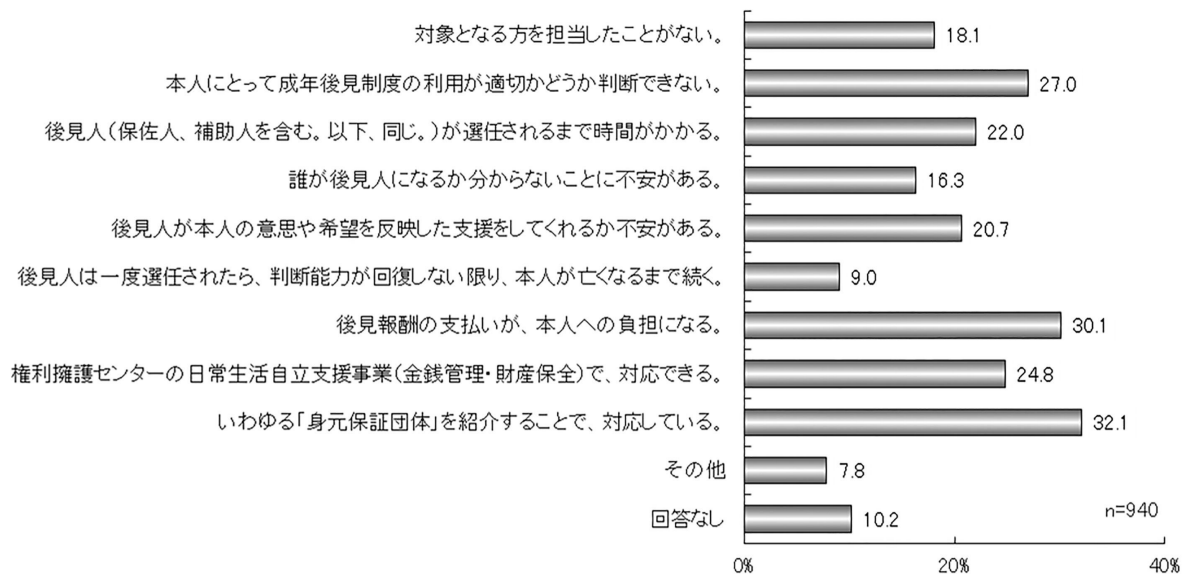
### ③申立しない理由

支援者では、「身元保証団体への紹介で対応している」が最も高く、「後見報酬の支払いが負担」、「制度利用の必要性の判断ができない」の順に続いています。

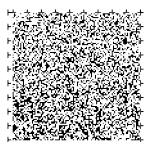
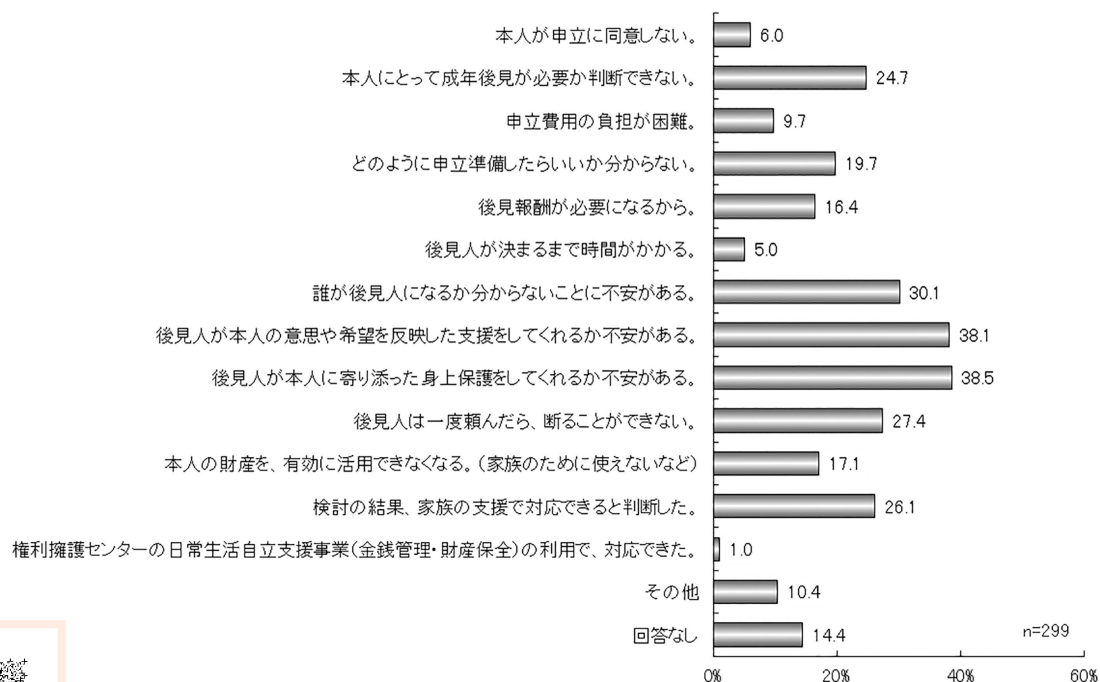
ご家族では、「後見人が本人に寄り添った身上保護をしてくれるか不安」をはじめとする、制度を利用することに対する不安が多く見受けられます。

成年後見制度を分かりやすく伝えるための研修や、個別相談に対する専門的支援が必要と考えられます。

#### 支援者向け：申立てをしない又は躊躇する理由はどのようなことか。(複数回答可)



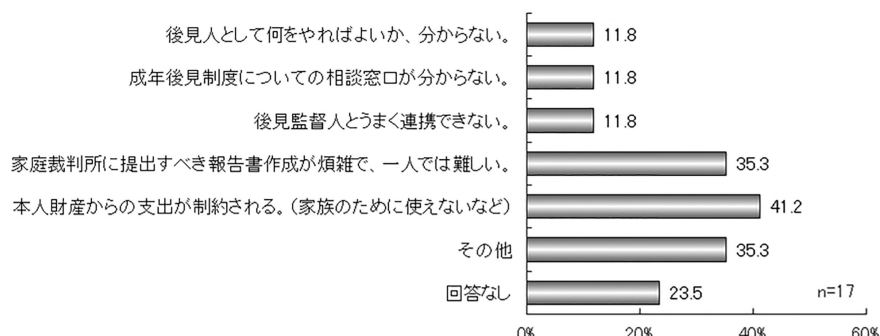
#### ご家族向け：申立てをしない又は躊躇する理由はどのようなことか。(複数回答可)



#### ④親族後見人となって困ったこと

親族後見人のご家族では、「本人財産からの支出が制約される。(家族のために使えないなど)」、「家庭裁判所への報告書作成が煩雑」が高い割合を占めており、成年後見制度への理解や資料作成等に関する相談支援が必要と考えられます。

##### ご家族向け：後見人になって困ったことはどのようなことか。(複数回答可)

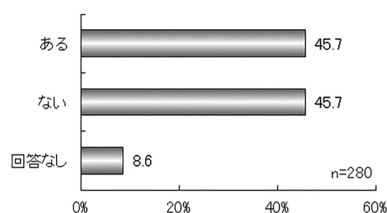


#### ⑤後見等の受任が困難な理由

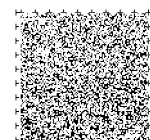
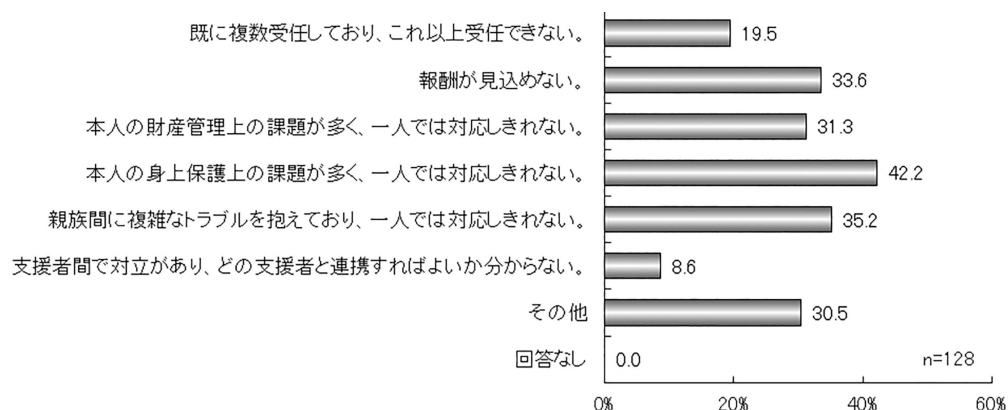
ご家族以外の受任者では、「受任が困難と感じたことがある」が約半数を占めており、理由としては「本人の身上保護上の課題が多い」、「親族間に複雑なトラブルを抱えている」、「本人の財産管理上の課題が多い」といったことにより、受任者が一人で対応しきれないとの回答が多く見受けられます。

受任調整機能として複数後見等の活用や、チーム支援を含めた後見人支援が必要と考えられます。

##### 受任者向け：後見人等の就任依頼があった際、受任が困難と思ったことはあるか。



##### 受任者向け：受任が困難と思った理由はどのようなことか。(複数回答可)



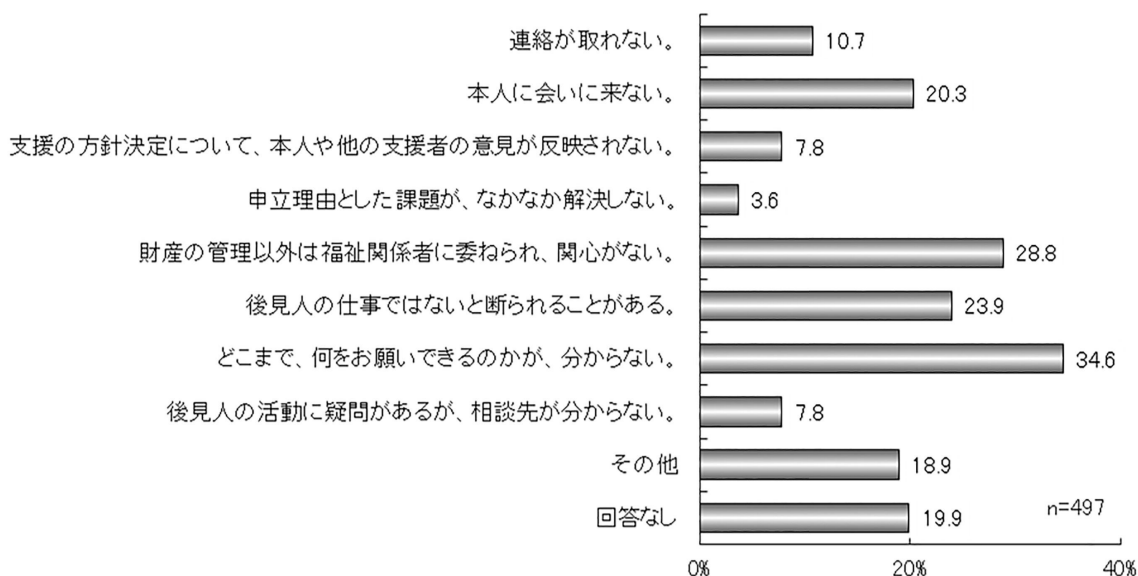
## ⑥後見業務についての課題

支援者では、後見人と一緒に支援をして困ったことについて、「どこまで、何を頼みできるのかが分からない」、「財産管理以外は福祉関係者に委ねられ、関心がない」、「後見人の仕事ではないと断られることがある」の順に高くなっています。

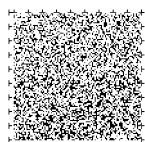
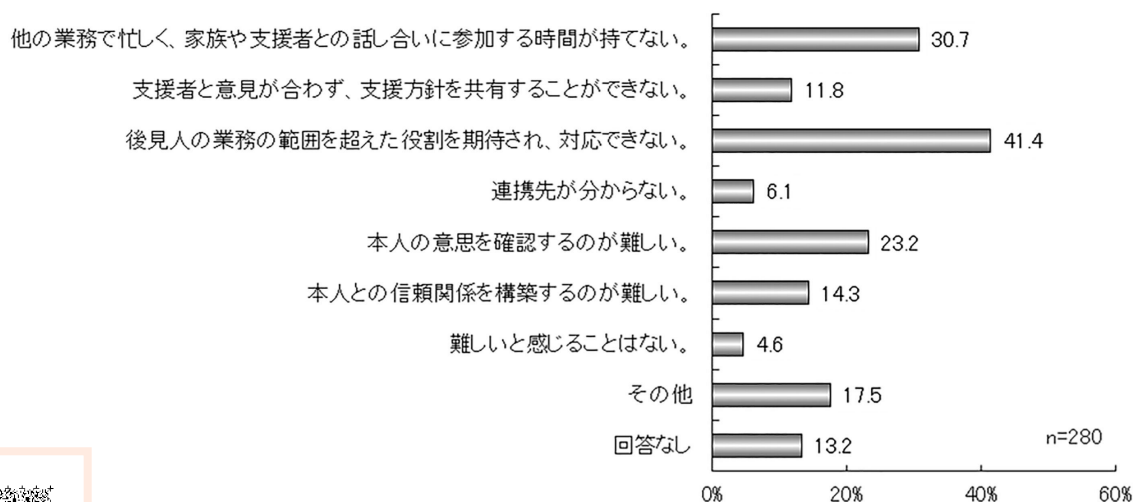
受任者では、「後見人の業務範囲を超えた役割を期待され、対応できない」との回答が最も多く、「他の業務で忙しく、家族や支援者との話し合いに参加する時間が持てない」、「本人の意思を確認するのが難しい」の順に続いており、支援者と後見人の連携した支援ができていない状況もあることが見受けられます。

支援者への研修等の中で、後見人の業務について理解できる内容を盛り込むことや、支援者や後見人への個別の相談支援が必要と考えられます。

### 支援者向け：後見人と一緒に支援をして困ったことはどのようなことか。(複数回答可)



### 受任者向け：後見業務を行う上で難しいと感じることはどのようなことか。(複数回答可)



### (3) 成年後見制度の現状

成年後見制度の利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、また、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

本市においては、平成22年10月に成年後見あんしんセンターを開設し、成年後見制度に関する相談や普及啓発、市民後見人の養成等に取り組むとともに、低所得の人等に対する成年後見制度利用支援事業の実施などにより、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

こうした取り組みにより、市民後見人候補者や成年後見制度利用支援事業の利用者は増加傾向にあるものの、市民後見人の受任件数が候補者に比べ少ない等、更なる取り組みが必要な状況も見受けられます。

アンケート調査の結果では、成年後見制度の利用が必要と感じていながらも、制度に関する理解が十分でないことや、相談窓口や申請機関が分かりにくいことなどから、成年後見制度が市民にとって利用しづらい面があると考えられます。

また、申立等に必要書類の作成が煩雑であることや、制度利用の判断の難しさなども、成年後見制度を利用する上でのハードルとなっていると考えられます。

このほか、財産管理以外のメリットを感じにくいことや、本人に寄り添った身上保護に対する不安があることも、成年後見制度の普及が進まない要因の一つと考えられます。

[本市における成年後見制度の利用者数]

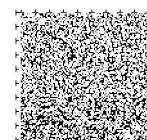
後見	保佐	補助	任意後見	合計
2,325人	416人	157人	60人	2,958人

※名古屋家庭裁判所が管理している市内居住者（平成30年12月末現在）

[市民後見人養成・受任状況]

養成者数	候補者バンク登録者数	受任件数
188人	124人	33件

※平成30年度末現在



### 本市の認知症高齢者等の状況

認知症高齢者数 (認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の要介護認定者)	61,471人
知的障害者数 (18歳以上の愛護手帳所持者)	12,487人
精神障害者数 (精神障害者保健福祉手帳所持者)	25,695人
合 計	99,653人

※平成30年度末現在

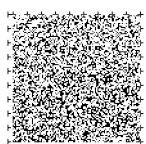
#### (4) 今後の成年後見制度利用促進に向けた課題

成年後見制度を取り巻く状況やアンケート調査の結果から、以下の3点が今後の成年後見制度の利用促進にあたっての課題と考えます。

- 1 成年後見制度の正しい理解の促進
- 2 制度利用に係る専門的支援の充実
- 3 身上保護を重視した支援の仕組みづくり

これらの課題を踏まえ、成年後見制度の周知や相談窓口の広報に引き続き努めるとともに、支援者や親族等への個別の相談支援や研修等の充実を図る必要があります。

また、適切に身上保護を行うための後見人等候補者の推薦に関する仕組みや、後見人が支援者の輪に加わるなど、チームとして連携した支援を行う必要があります。



# 計画が目指すもの

本市の地域福祉計画の基本理念や、成年後見制度の利用促進に関する現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念、基本目標を以下のように定めます。

## 1 基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち、名古屋を目指して

## 2 基本目標

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が必要な支援を受けながら、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生きていくために、地域における連携した支援の仕組みづくりを推進します。

### 「なごやか地域福祉 2020」との関連

本計画は、「なごやか地域福祉 2020」との整合性を図り、連携した取り組みを進めることとしています。「なごやか地域福祉 2020」では、判断能力が不十分な人等への本人の意思を尊重した支援のため、以下の取り組みを行うこととしています。

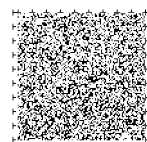
「なごやか地域福祉 2020」第4章 課題解決に向けた私たちの取り組みの展開  
 取り組むべき方向性2 一人ひとりの「暮らし」を支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり（権利擁護の推進）

I. 判断能力が不十分な人等への本人の意思を尊重した支援

具体的な取り組みの内容
1) 日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。
2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう金銭管理や財産保全などを行います。
3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。
4) 本人の意思に基づいた本人らしい生活を送るための仕組みをつくります。
5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談支援を行います。



# 取り組みの方策

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、成年後見制度を自分らしい生活を実現するための制度として利用できるよう、現在の取り組みを引き続き実施するとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

また、その中核となる機関（以下「中核機関」という。）を設置し、成年後見制度の利用促進に関する取り組みや、地域課題の検討等を行う協議会の運営を担います。

## 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくり

権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに身上保護を重視した支援を行っていくためには、後見人と地域の関係者等が協力し、チームとして日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握することが重要です。「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、地域における既存のネットワークも活用しながら、地域のチーム、中核機関、協議会が有機的に連携し権利擁護が必要な人を地域全体で支援する仕組みづくりを進めます。

## 2 中核機関の設置

中核機関は地域連携ネットワーク全体のコーディネートを担うとともに、広報・啓発をはじめとする様々な事業の実施により、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

現在、成年後見制度に関する広報・啓発、専門相談、市民後見人の養成等を実施している成年後見あんしんセンターの取り組みの充実を図るとともに中核機関に位置付け、地域連携ネットワークの中核機能を担うこととします。

### 【中核機関が行う取り組み】

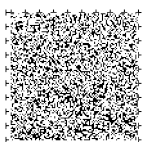
#### （1）広報・啓発

##### ①市民向け広報・啓発

- ・研修・講演会などによる広報・啓発（法定後見・任意後見）
- ・成年後見制度に関する相談窓口（中核機関）の広報
- ・市民後見人バンク登録者による広報

##### ②地域での早期発見のための広報・啓発

- ・つなぎの役割を担う地域の関係者への周知・啓発（福祉、医療、金融、不動産関係者等）
- ・行政関係者向け研修会の開催





## (2) 相談受付・アセスメント・支援策の検討

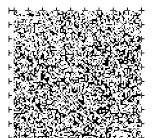
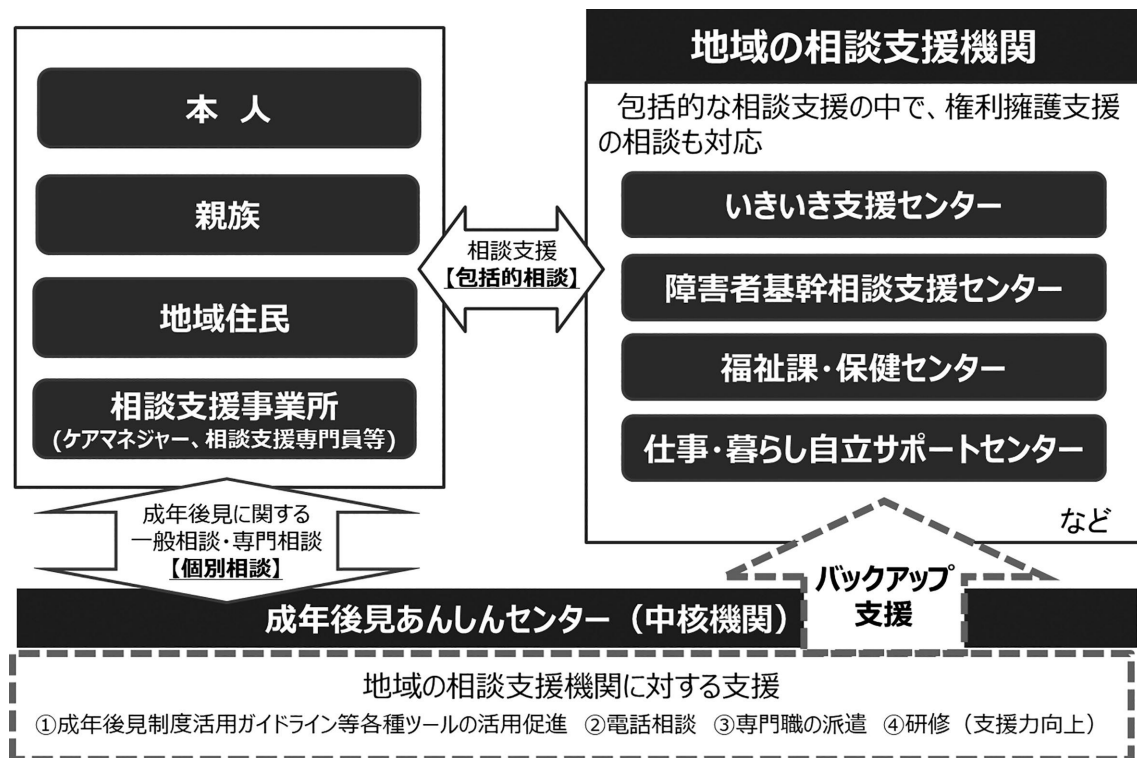
### ①個別相談

- ・市民からの成年後見制度に関する相談について、一般相談と専門職による専門相談を実施

### ②地域の相談支援機関及びチーム会議に対するバックアップ支援

- ・権利擁護支援の必要性の有無、支援内容、申立者等を判断するための各種ツールの活用促進
- ・相談支援機関からの相談対応
- ・チーム会議等への専門職派遣（法律・福祉）
- ・支援者向け研修の開催（意思決定支援の普及を含む）

### [地域の相談支援機関に対する中核機関の支援イメージ]



### (3) 成年後見制度の利用促進

#### ①利用者のニーズに合った候補者推薦のための仕組みづくり

- ・ 家族・福祉関係者向けに申立に関する研修会を開催するなど、申立方法など学べる機会を提供するとともに、個別相談の中で申立支援を実施
- ・ 候補者推薦ガイドラインの策定
- ・ 候補者推薦ガイドラインだけでは推薦できないケースや、協議が必要なケースについて、専門家による会議の開催
- ・ 家庭裁判所へ本人の生活状況等の情報が適切に伝わる仕組みを、家庭裁判所とともに検討

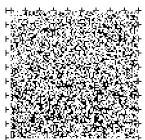
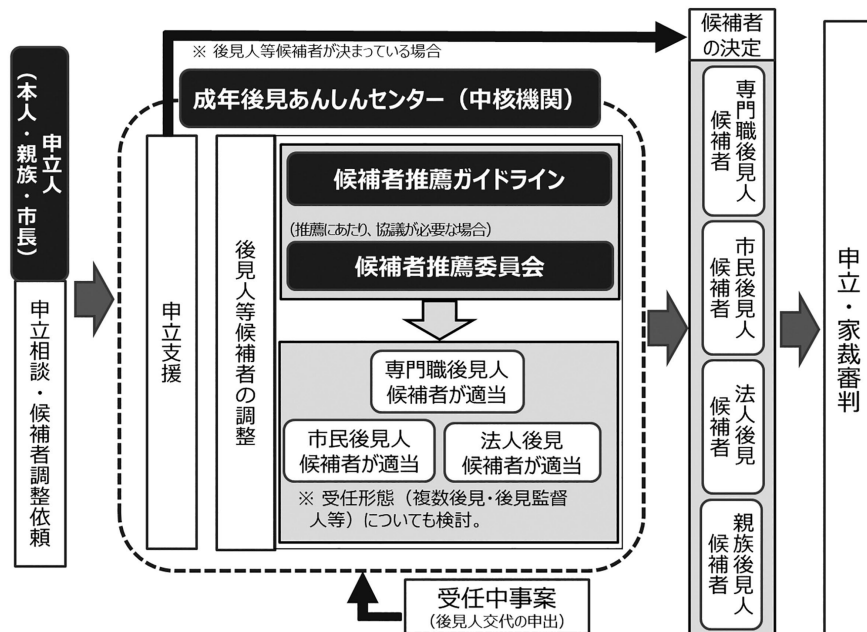
#### ②担い手の養成と支援

- ・ より多くの市民が後見活動に参加できる取り組みの推進（広報・啓発、市民後見人養成研修の内容見直し、後見活動の負担軽減の検討など、参加しやすい環境整備）
- ・ 家庭裁判所との協議を通じた市民後見人の受任者増加に向けた取り組みの推進（本人、親族申立案件への候補者の推薦や、家庭裁判所からの推薦依頼に基づく候補者推薦）
- ・ 後見活動を適正に行うことができる法人の確保と支援に関する取組の充実(法人後見を担う団体が抱える課題や法人後見の担い手となり得る団体の参入意向等の実態把握と、実態を踏まえた活動支援の実施)
- ・ 市民後見人養成研修と連携した法人後見の担い手の養成支援

#### ③日常生活自立支援事業等関連制度との連携

- ・ 日常生活自立支援事業利用者の移行支援

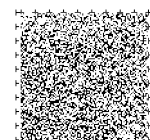
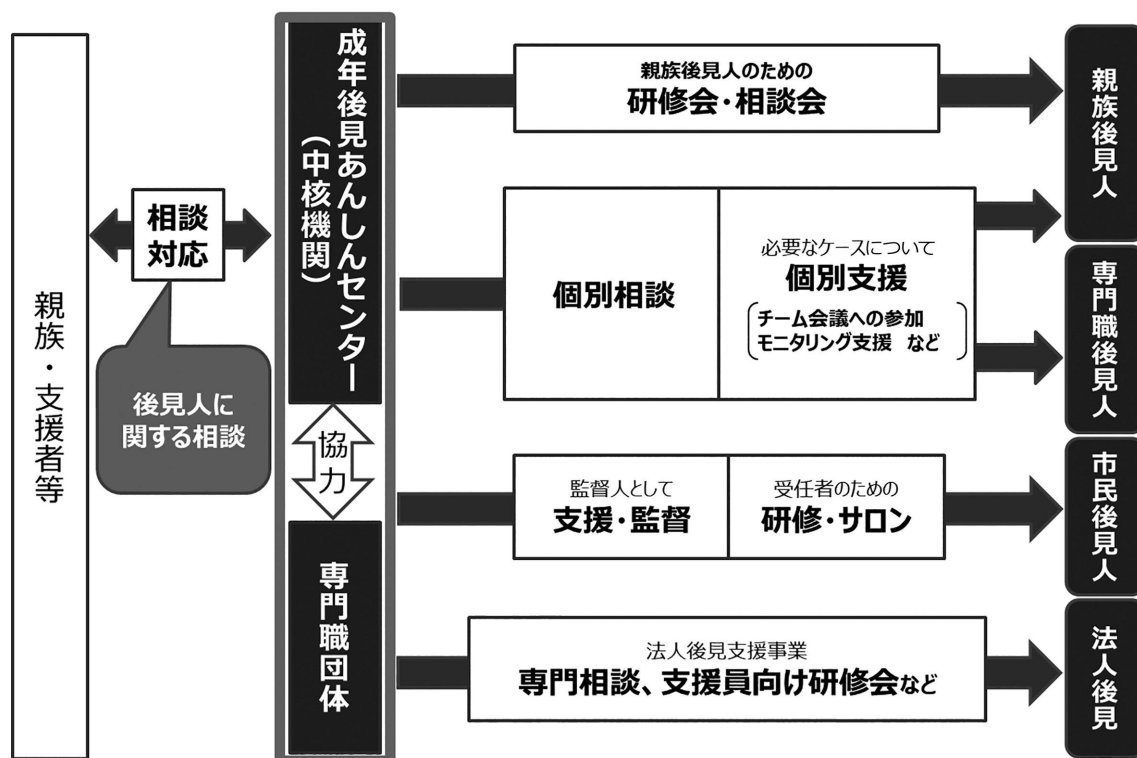
### [ 後見人等候補者を推薦する仕組みのイメージ ]



#### (4) 後見人等への支援

- ①研修会・相談会の開催
  - ・親族後見人向け研修会・相談会の開催
- ②個別相談
  - ・親族後見人・専門職後見人からの相談対応
  - ・親族・支援者等からの相談対応
- ③個別支援
  - ・チーム会議への参加やモニタリング支援などの実施
- ④市民後見人への支援・監督
  - ・成年後見監督人への就任による重層的な支援・監督の実施
  - ・市民後見人受任者に対する受任者研修や受任者サロンの開催
- ⑤法人後見支援事業の実施
  - ・専門職による専門相談や支援員向けの研修会などの実施

#### [ 後見人等への支援のイメージ ]



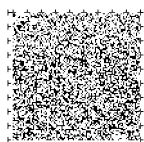
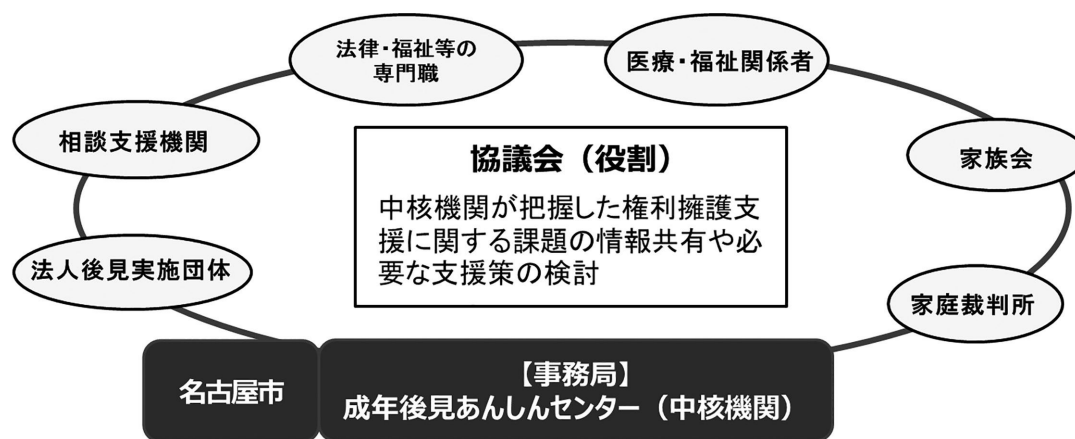
### 3 協議会の設置

中核機関が主体となり、専門職団体・関係機関等による協議会を設置し、構成団体間の連携強化を図るとともに、中核機関の取り組み等に対する協議や、地域の「チーム」への支援等を通じて把握した地域課題の情報共有や支援策の検討等を行います。

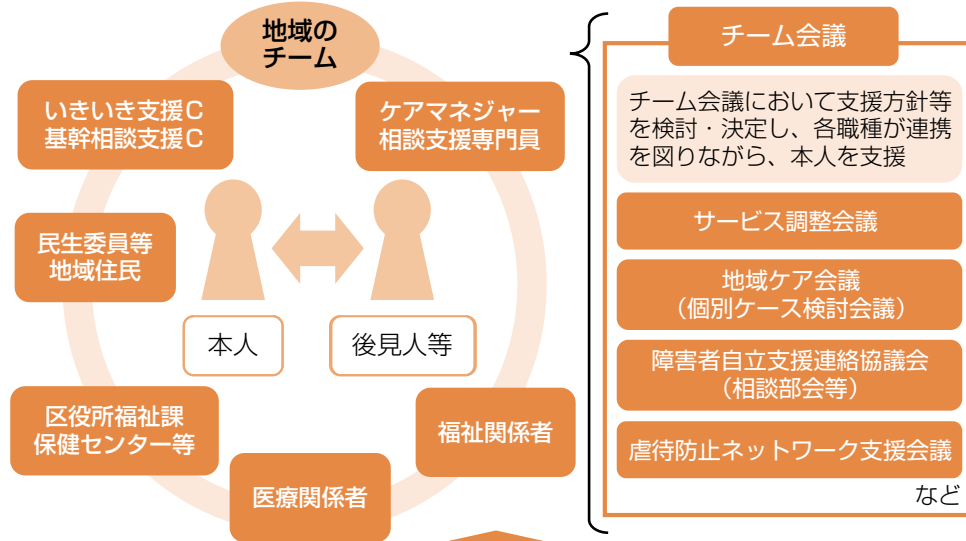
#### 【協議会の主な役割】

- (1) 中核機関の取り組みや課題等に対する協議
  - ① 後見人候補者推薦の仕組みづくり
  - ② 各専門職団体の協力体制の整備
  - ③ 成年後見制度では対応できない支援の事例検証
- (2) 家庭裁判所との情報交換・調整

#### 【協議会の運営イメージ】



地域連携ネットワークのイメージ



権利擁護支援の課題について  
対応できるよう、専門的支援を実施

成年後見あんしんセンター（中核機関）

【専門的支援】

専門職団体の協力や、協議会の意見を聴きながら、以下の取り組みを実施

- ① 広報・啓発
- ② 相談受付・アセスメント・支援策の検討
- ③ 成年後見制度の利用促進
- ④ 後見人等への支援

協議会

[法律・福祉の専門職団体、関係機関、家庭裁判所等]  
 ・中核機関の取り組みや課題等に対する協議  
 ・家庭裁判所との情報交換・調整

第

5

章

計画の進行管理と評価

1 推進体制

本計画の進行管理・評価は、法律・福祉の専門職団体、相談支援機関、家族会等の代表者で構成する「成年後見制度利用促進に関する懇談会」に事業実績等を報告し意見を聴取することにより行います。

2 計画内容の変更

計画期間の途中であっても社会情勢の変化や国の動向等に応じて、計画の見直しが必要な場合には、懇談会の意見を参考に、所要の改定を行います。

